

部活動に係る活動方針

令和6年4月
仙台市立上杉山中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

未来に向かって、生き生きと心豊かに

たくましくしなやかに生きる生徒の育成

【活動方針】

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立と生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成等を図り、心身の健康保持増進に努め、充実した学校生活を送ること。
- (3) 文化部活動を通して、本校生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努め、心身の成長と充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①各部顧問は、年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- ②各部顧問の作成する年間活動計画には、活動日、休養日及び参加予定の大会やコンクール・コンテスト日程等を明示する。
- ③各部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・各部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール・コンテスト日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・各部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・各部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール・コンテスト日程等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 入退部規定

- ①所属する部は一つとし、任意加入とする。
- ②入部、退部については保護者の同意を得ることとし、部活動入部届及び退部届を提出する。
転部する際は転部届を提出すること。また、運動部への入部希望者と、所属するクラブチーム等から中総体に参加する生徒については、文化部や無所属の生徒であっても、中体連大会参加区分確認書を提出することとする。
- ③1年生の活動については、5月1日までを仮入部期間とし、正式所属は5月2日からとする。仮入部期間の部活動参加は、顧問の許可を得ることとする。

(2) 本校が設置する運動部・文化部

- ①令和6年度は下記の運動部・文化部を設置することとする。

(○は常設、●は特設の部活動)

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	バドミントン	○	○	水泳	●	●
野球	○	○	バスケットボール	○	○	新体操		●
サッカー	○	○	卓球	○	○	駅伝	●	●
ソフトボール		○	剣道	○	○	スキー	●	●
ソフトテニス	○	○	杉の子卓球	○	○	スケート	●	●
吹奏楽	○	○	美術	○	○	合唱(休部中)		

(3) 保護者への説明

- ①部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会、コンクール・コンテスト等について理解と協力を得る。
- ②各部顧問は、より良い運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 * 休養日とは活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日进行を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②休みが3日以上連続する場合の休養日は、概ね連続する日数の半分とする。
- ③土曜日及び日曜日に大会、コンクール・コンテスト参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。
- ④その週の平日に休養日が設定できなかった場合は、別の週に休養日を設定する。
- ⑤部活動の中止日について
○実力考査→1日前から(土曜日、日曜日、祝日を含む)
○中間考査→3日前から考査当日まで(土曜日、日曜日、祝日を含む)
○期末考査→5日前から最終考査当日の前日まで(土曜日、日曜日、祝日を含む)
○職員会議、学級の日・学級プログラム委員会→当日

(2) 長期休業中の休養日

- ①休日の活動時間に準ずるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ①長くとも2時間程度とする。
- ②通常の活動時間は16時45分終了、17時00分完全下校とする。
- ③延長の活動時間は様式1により申請し、校長の許可を得て活動時間を延長することができる。活動時間は以下の通りとする。
 - ・17時45分終了 18時00分完全下校（3月～新人大会）
 - ・17時30分終了 17時45分完全下校（新人大会～2月）

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。また、活動時間は休日の活動時間（9時00分から15時00）に準ずる。

※休業日における体育館の活動時間の割り振りは活動時間の確保のため、校長の許可を得て、3交代制で8時15分から16時45分の中での割り振りとする。

(5) 朝練習の制限

朝練習については、活動時間や活動場所が確保できない場合に限り、校長の許可を得て活動することができる。その際、同一の部活動が連続して朝練習を行わないこととする。実施にあたっては、平日1日あたり2時間を考慮しながら、放課後とのバランスを図る。活動時間は7時30分から8時15分までとする。活動終了後は制服に着替え、8時25分までに教室に入ることとする。準備を含め、7時15分前には登校させないこと。実施に当たっては、朝練習許可願いを提出する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。ただし、部活動強化期間特別延長により、保護者の同意を得て部活動顧問が直接指導できる場合に限る。

※18時15分終了、18時30分完全下校

※中総体、新人戦、春季大会、各種コンクール・コンテスト1ヶ月前から

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

(7) 引退後の3年生の部活動について

- ・引退後の3年生の部活動においては、以下の条件のもと、参加を認める。

※活動日、活動時間等の規定は、当該部活動の活動規定による。

- ①引退時に当該部活動に所属していること。
- ②進路選択時、実技試験があるなど、活動の必要性が認められること。
- ③活動にあたっては、「部活動参加許可願い」を提出し、学校長の許可を得ること。
- ④「部活動参加許可願い」提出にあたっては、事前に生徒とその保護者、活動顧問、学級担任で十分な話し合いを持つこと。

※上記規定により、部活動推薦で進路先が決定した生徒の部活参加は原則なしとする。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導に当たる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導に当たる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会・コンクール等の検討

(1) 参加する大会・コンクール・コンテスト等の精選

- ①各部顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，学校からの参加は中学校体育連盟が主催または共催する大会，吹奏楽連盟が主催するコンクール・コンテスト，地域からの要請による行事や催しを基本とし，本校として参加する大会，コンクール・コンテスト等を精選するよう努める。

- ②各部顧問は，生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して，活動を計画するよう努める。

(2) 参加する大会，コンクール・コンテストや校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。
 - ※公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。
 - ※業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了解を得て，保護者に協力を求める。